

第 2 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 2 月 1 6 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第2回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月16日(金) 午後2時30分から午後3時20分まで
- 2 開催場所 秋田市役所 6-A会議室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 18人

1番 齊藤善彦	2番 佐々木吉秋
3番 鈴木昇	4番 白岩勝
5番 関正美	6番 相場堅一
7番 加藤淳	8番 武藤真作
9番 星容子	10番 伊藤洋文
11番 三浦宏和	12番 柴田ますみ
13番 佐々木和昭	14番 加賀屋慎一
15番 鎌田悦雄	16番 佐々木繁明
17番 藤田修	18番 佐々木英久
- 5 欠席農業委員
19番 佐藤きよ子
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第8号 農用地利用集積計画(令和5年度第11号計画)に関する件
 - 第7 議案第9号 非農地証明申請に関する件
- 7 事務局職員

参事 熊谷勝	副参事 伊藤弘
副参事 住谷真人	主席主査 勝田茂満
主査 鈴木百愛	主査 幸野善寿
主任 佐藤知拡	主任 越前屋麻希子
- 8 書記
主査 鈴木百愛
- 9 議事録署名委員
16番 佐々木繁明 17番 藤田修

10 議 事

事務局 (熊谷参事)	ただいまから、令和6年第2回農業委員会総会を開会いたします。 なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。19番佐藤きよ子委員でございます。委員定数19名中、18名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。
佐々木吉秋会長	【会長あいさつ】
議長	それでは、第2回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 日程第1の議事録署名委員の指名でございますが、慣例で議席順に指定しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がございますので、16番佐々木繁明委員、17番藤田修委員にお願いいたします。 次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従い、私の方から申し上げますので、ご了承願います。会期は1日間とし、午後4時30分までといたします。 それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。 はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで順番に報告をお願いいたします。
4番白岩勝委員	【第1区域部会の報告】
18番佐々木英久委員	【第2区域部会の報告】
15番鎌田悦雄委員	【第3区域部会の報告】
13番佐々木和昭委員	【第4区域部会の報告】
3番鈴木昇委員	【第5区域部会の報告】
議長	次に、会務報告2の「農業者年金加入推進活動研修会」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (熊谷参事)	【会務報告2の報告】
議長	次に、会務報告3の「秋田県都市農業委員会会長会先進地視察」について、事務局から報告をお願いします。
事務局 (伊藤副参事)	【会務報告3の報告】

議 長	次に、会務報告 4 の「一般社団法人秋田県農業会議第94回常設審議委員会」について、私から報告します。
	【会務報告 4 の報告】
	次に、会務報告 5 の「秋田市農林議員の会研修会」について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (熊 谷 参 事)	【会務報告 5 の報告】
議 長	次に会務報告 6 の「令和 5 年度追分・北部地区生き生き農業専科」について、4 番白岩勝委員より報告をお願いします。
4 番白岩勝委員	【会務報告 6 の報告】
議 長	次に会務報告 7 の「令和 5 年度秋田市農業大賞表彰式」について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (伊 藤 副 参 事)	【会務報告 7 の報告】
議 長	次に会務報告 8 の「令和 5 年度東部地区生き生き農業専科」について、18番佐々木英久委員より報告をお願いします。
18番佐々木英久委員	【会務報告 8 の報告】
議 長	次に会務報告 9 の「農地法第 3 条の 3 の規定による届出」から会務報告 13 の「受理通知取消し願いについて」までの 5 件について、事務局より報告をお願いします。
事 務 局 (住 谷 副 参 事)	【会務報告 9 から 13 までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただいまの会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問等がないようですので、次の議案に移ります。 はじめに日程第 4、議案第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件、1 件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (鈴 木 主 査)	議案書 1 ページの 1 件について説明いたします。 番号 1。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。 土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。

事務局 (鈴木主査)	<p>譲渡人と譲受人は親子であり、同一の経営体として耕作を行っております。譲渡人の意向から、この度、贈与するものです。</p> <p>農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術は問題ないと考えられます。</p> <p>農作業常時従事について、譲受人は年間155日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。</p> <p>本件は、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われま。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1について、現地を調査した山上一推進委員から報告を受けた9番星容子委員から報告をお願いします。</p>
9番星容子委員	<p>9番星です。山上一推進委員から報告を頂きました。何ら問題ないとのことでしたので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、1件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第7号、農地法5条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (勝田主席主査)	<p>それでは、議案について説明します。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>番号1。譲受人は[]外1名、譲渡人は[]。</p> <p>施設の概要は、一般住宅への永年転用。申請地は秋田市仁井田[]、面積は251平方メートル。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の1ページから2ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、譲受人は現在アパートに入居していますが、荷物が増えて手狭になってきたことから、住宅を建築することとしました。そのため、家族の各職場との中間点付近で土地を探したものの適地が見つからず、妻の職場から近い当該地を選定し転用しようとするものです。</p>

事務局 (勝田主席主査)	<p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外、農地区分は第2種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は自己資金および借入金。申請適格等は適合。過去の転用実績は無し。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年8月31日まで。他法令による許認可の処分は、都市計画法第29条許可見込み。土地改良区等からの意見書は、仁井田堰土地改良区から差し支えなしとなっております。</p> <p>被害防除について、隣接に対する措置はなし。排水計画において、汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は水路放流です。</p> <p>続いて番号2。譲受人は[REDACTED]、譲渡人は[REDACTED]。施設の概要は、資材置場への永年転用。申請地は秋田市仁井田[REDACTED]、面積は214平方メートル。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>次に、農地転用許可申請説明資料の3ページから4ページをご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。</p> <p>転用事業計画について、解体業他を営んでいる譲受人は、事務所の近隣および申請地の隣地を資材置場として使用していますが、工事受注の増加に伴い資材量や重機が増えてきたことから、当該地とその隣地を重機等大型機械の置場として一体利用するため、当該地を取得・転用しようとするものです。</p> <p>立地基準について、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農用地区域外、農地区分は第2種農地です。</p> <p>一般基準について、転用事業に必要な資力および信用のうち資金計画は自己資金、申請適格等は適合、過去の転用実績は無し。工事着工および完了の期間は、許可日から令和6年3月31日まで。土地改良区等からの意見書は畑のためなしです。</p> <p>被害防除について、隣接に対する措置はなし、排水計画において雨水は自然流下です。</p> <p>番号1および番号2ともに、令和6年2月5日に現地調査を行っております。なお、番号2について、本総会で許可相当に決した場合には、速やかに秋田県農業会議へ諮問します。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>次に、現地調査の報告をしていただきます。</p> <p>番号1および番号2について、現地調査を行った熊谷護推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。現地調査を行った熊谷護推進委員から報告を受けた私から報告をいたします。当該地については、特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一同	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>今回は番号2については、県農業会議への諮問が必要な案件です。</p>
議長	<p>農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許</p>

		可および許可相当とすることにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可および許可相当とすることに決定いたします。 次に日程第6、議案第8号、農用地利用集積計画（令和5年度第11号計画）に関する件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (越前屋主任)		議案の説明については、事前に送付している、農用地利用集積計画一覧表で説明いたします。 はじめに、所有権移転の7件について説明いたします。 番号1。受け手は[]。出し手は[]。 土地の所在、面積等は、本総会開始前に閲覧いただきました議案書に記載のとおりです。 これを含む合計7件のうち、売買が6件、贈与が1件です。 続きまして、利用権設定について説明いたします。 まず、通常利用権は8件です。 番号1。借り手は[]。貸し手は[]。 次に、農地中間管理事業は65件です。 番号1。借り手は[]。貸し手は[]。 これら合計73件について、土地の所在、面積等は、本総会開始前に閲覧いただきました議案書に記載のとおりです。 以上、令和5年度第11号計画に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に移ります。 はじめに、所有権移転について採決いたします。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、原案のとおり決定することにいたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決します。 農地中間管理事業の番号57番から58番について採決します。

議	長	5 番の関正美委員の退席をお願いします。
		【5 番 関正美委員 退席】
		農用地利用集積計画、農地中間管理事業の番号57番から58番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、農地中間管理事業の番号57番から58番について、原案のとおり決定することにいたします。 5 番の関正美委員の着席をお願いします。
		【5 番 関正美委員 着席】
		次に、通常利用権の8件および、議事参与案件であった農地中間管理事業の番号57番から58番を除いた63件につきまして、一括して採決します。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、通常利用権の8件、および農地中間管理事業の番号57番から58番を除いた63件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。
		以上により、日程第6、議案第8号、農用地利用集積計画（令和5年度第11号計画）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。
		次に、日程第7、議案第9号、非農地証明申請に関する件、1件を上程します。
		事務局から説明をお願いします。
事務局 (勝田主席主査)		それでは、議案について説明します。議案書の278ページをご覧ください。
		番号1、申請人は[]。
		土地の所在は河辺大張野[]、面積は1,594平方メートル。登記地目および現況地目は畑。事由について、「昭和59年頃から耕作されておらず山林化している。」です。
		現地は令和6年2月1日に確認しております。
		それでは、非農地証明申請説明資料をご覧ください。申請地は、位置図に記載のとおりです。申請地の状況から、番号1は「『農地法の運用について』の制定について」第4の(4)のアに規定される「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」により、農地に該当しないと考えられます。
		説明は以上です。
議	長	それでは、現地調査の報告をしていただきます。 番号1について、13番佐々木和昭委員から報告をお願いします。

<p>13番佐々木和昭委員</p> <p>議</p> <p>一</p> <p>議</p> <p>一</p> <p>議</p>	<p>13番佐々木です。令和6年2月1日に星委員、田口推進委員と私で現地確認をしました。申請地は、写真の手前側のやや低い広葉樹が生えている部分です。写真では木が随分細く見えますが、新緑の季節には相当な森林化が確認できる所であり非農地と判断しても問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>長 それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見等のある方はお願ひいたします。</p> <p>同 なし。</p> <p>長 ご質問等がないようですので、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p> <p>同 異議なし。</p> <p>長 「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第9号、非農地証明申請に関する件、1件を原案のとおり証明することに決定いたします。これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午後3時20分終了)</p>
--	--